第六十六号		十二万五千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
（略）	（略）	
三・四（略）		

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の四　（略）	（略）
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の六　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料制御保護装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	四十七万七千円
十七の七　保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料タンク取付装置に係る試験（圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に係る試験に限る。）	十八万七千円
十七の八　（略）	（略）
十八～九十三　（略）	
備考　（略）	

（略）	（略）	
三・四（略）		

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～十七の四　（略）	（略）
十七の五　保安基準第十五条第二項に定める基準のうち、ポールとの側面衝突時に係る試験	二十七万円
十七の六　（略）	（略）
十八～九十三　（略）	
備考　（略）	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年六月二十二日から施行する。

（経過措置）

2　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第四号の四、第十三号の四及び第十四号の二下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。